

第1回 笛吹市介護保険運営協議会

議 事 要 旨

開催日時：令和5年8月7日（月）午後1時30分～午後3時30分

開催場所：笛吹市役所本館3階302会議室

出席者（委員13名）

（委員） 雨宮委員、内藤委員、佐藤委員、古屋委員、芦原委員、
荻野委員、小尾委員、竹内委員、伊神委員、吉田委員

（欠席） 飯田委員、飯野委員、小林委員

（事務局）保健福祉部 西海部長

長寿支援課 3名

介護保険課 3名

事業計画策定業務受託事業者 1名

傍聴人：2名

【次第】

委嘱状交付

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 役員選出
- 4 会長あいさつ
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 高齢者福祉事業・介護保険事業進捗状況について
 - (2) 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について
- 7 その他
- 8 閉会

【議事（要旨）】

（1）高齢者福祉事業・介護保険事業進捗状況について

事務局より資料に基づき説明

会長 ご質問等ありますか。

委員 第 8 期において、地域密着型特養の募集が集まらなかったことを踏まえて、介護保険に関わる人材、人員を市としてどう揃えて供給していく見込みでしょうか。また、在宅の地域包括ケアを進めるにあたり、在宅医療の提供量を計画に組み込む必要があるがどのように考えていますか。ACP に対する取り組みについて、市として介護保険計画の中に組み込んでいただきたいがいかがでしょうか。

会長 事務局からご回答をお願いします。

事務局 介護現場における人材確保、人材不足については、市単独でできるかどうかということもあり、県にも相談していますが、市として何ができるかを改めて考えていきたいと思えます。

委員 介護保険として在宅医療の提供量の把握はされていますか。

事務局 県から自治体ごとの数字が出ています。先日も医師会長にご相談した際に、在宅医療に関する笛吹市内のサービスの供給量、供給量に対するニーズの量がアンバランスだといくつかご意見をいただいております。庁内の検討においてどうしていくのか、併せて ACP について、人生の最後をどのように迎えるか自分で考えましょう、その時の準備をしましょう、と言われているので、計画の中に入れることも庁内検討の中で他専門職と共に検討していきたいと思えます。

会長 よろしいですか。

委員 地域共生社会に向けてのところで、長寿包括支援センターは高齢者の介護保険を取り扱うが、障害者の取扱いと障害を持った高齢者の相談など、いわゆる包括的な相談支援体制の窓口というのをどう扱っていくのかについて介護保険計画の中で立てられるのでしょうか。地域共生社会の中で包括的支援体制の構築が義務付けられていますけどどうお考えでしょうか。

会長 お願いします。

事務局 65歳に到達される障害をお持ちの方については、今、障害の基幹相談支援センターと地域包括担当、地域包括支援センターを中心にしてどの様に連携すればうまくいくのかを調整しております。個別の案件は昨年から取り組み始めましたので、事例を積み上げていくところですが、今後、窓口をどうするか、継続した障害のサービスと介護等々のサービスをどう組み合わせしていくのか、誰が調整をするのか、その部分について、今まさに検討を重ね始めているところです。

委員 それは、いきいきプランの中でということですか。

事務局 いきいきプランの中で具体的に言葉として載っておりませんが、実際の現場の中でも課題が多く出ているので、重層的支援体制整備事業も視野に置きながら、今期の計画の中では指示がある部分もございまして併せて考えていきたいと考えております。今準備を進めております。

委員 ありがとうございます。

会長 重層的支援体制整備事業はこれから取り組んでいくということでしょうか。

事務局 具体的には、保険福祉部全体で検討していくことになると思いますが、高齢福祉の分野としましては、65歳に到達される様々な障害のある方、それから、その方の背景にいる障害や課題をお持ちのご家族の方を併せて検討していくことから、重層的支援体制整備事業に係る部分について検討を重ねていくところです。

(2) 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について

会長 第8期の時に生活支援体制支援事業や協議会について笛吹市でも積極的に取り組んだと思いますが、今後の第9期における取組についてどのように市では考えていますか。

事務局 少しずつではありますが、各地域の支え合いの活動が進んでいる状況もありますので、生活支援コーディネーターを中心に市のサービスを使いながら、

充実させていきたいと思います。

会長 活動が行き詰まる気がしますでしょうか。

事務局 各地域によっては人材面で地域差はありますので課題だと思います。

会長 事業計画を見ると、「地域に合った」「実情に応じて」という言葉がよく出てきます。つどいの場については、規定が厳しく地域に合わないものがあると思います。年間通して実施しなければならない補助金ではあると思いますが、笛吹市は果樹生産地域であり、繁忙期の間は活動できないところが多く、その場合事業として認められないのでしょうか。地域の実情に合った形に出来ないものなのでしょうか。

事務局 確かに農繁期など、夏場活動が少なくなるという現状はあると思います。

会長 それでも事業として認められますか。

事務局 はい。

会長 分かりました。いかがでしょうか。
皆様いろいろとお考え、ご意見等があるということで、これから骨子案とか事務局で議案を作るわけですが、第8期を踏まえて第9期に向けて皆様のご意見等あればお一人ずつお願いできればと思います。いかがでしょうか。

委員 今回初めてお話を聞いたので、今後勉強していく段階です。

会長 いかがですか。

委員 先生方のお話を聞いて大変だと思います。勉強していきたいと思います。

会長 今日でなくても結構ですので、また伺わせてください。どうでしょうか。

委員 医師会全体の平均年齢が上がってきており、先生方も在宅医療や地域医療に取り組むにあたって非常にパワーが不足している状況にありますので、その実態を踏まえた介護保険計画をお願いしたいと思っております。協力的な先生が多いのですが、とにかく、山梨県の医師会の中で一番高齢化率が高いの

が笛吹市医師会でありますので、その実態に合わせて考えていただければな
と思います。よろしくお願いします。

会長 どうでしょうか。

委員 やはり、介護の重要性といいますか、今後の動向があると思いますので、ま
たよろしくお願いします。

会長 どうでしょうか。

委員 日頃は高齢者施設というところで色々在宅、入所サービスを提供しています。
人材確保が大きな問題になっております。いくら計画を立てても、それを担
えるものがないと結局は実施が出来なくなってしまうのが一番大きいと思
います。アンケートを事前に見させていただき、骨折や認知症の心配があっ
てもお家で生活したいという結果を見ると、やはり自宅の施策が必要と思
いますが、サービスを提供する側も働き手と担い手、支える人がいないと出来
ないところが一番大きいので、バランスよく計画して頂きたいと思います。

会長 どうですか。

委員 二十数年築いてきた介護保険制度の反省を踏まえたアンケートですが、介
護事業者、施設系など様々な立場で現状の笛吹市にお住いの方々のニーズは
それぞれの立場で受け止めていただければと思います。ただ事業者もそれぞ
れに抱える諸問題が当然ありますので、先程話にあった地域密着の新しい施
設計画まで及ばない、そこは果たしてニーズがあるのかも踏まえて、
現状ある事業者が介護サービスを必要とするご家族、ご本人様とどのように
結びつきが出来るのか、居宅ケアマネのお仕事を統括若しくは地域包括で行
うこと、工夫しているところをより強化していき、事業者は事業者で全体
の中でいい連携をしていく中で、良い情報の共有をしながら、最終的には全体
のサービスの質を上げていく方法を考えていきたいと思います。今日は様々
なデータ等をお示しいただいて本当にありがとうございました。

会長 どうですか。

委員 先ほどお話のあったマンパワー不足というところで、知り合いの方で、最近ケ
アマネをやめるので受けてほしいと私どもの事業所にお話がありましたが、

事業所内も利用者の方を目一杯持っているものでこれ以上持てない、また、包括からのご相談があってもお受けできない現状が増えてきています。計画の中で、ケアマネジャーがどの程度必要なのか、足りない部分をどうするのがよいかを一緒に考えていただければありがたいと思います。特に介護の人材、現場の人材は、募集しても人が集まらない現状があります。有効求人倍率が4倍と言われていますが、ケアマネジャーを集めようにも集まらないため、法人内の者に資格を取るようには勧めていますが、なかなかすぐ補充できる形にはなっていません。今後の計画を立てる中で、サービスの供給ができるのか、ケアマネジャーを充足できるのかが悩みですので、一緒に考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

会長 どうですか。

委員 アンケートの中にもありましたが、介護サービスを金銭面で受けられないことや、家族関係の中で、デイサービスを利用させてもらえないことがあります。また別件で、夫婦の老々介護においてご本人も大変だが介護を行う配偶者の方も大変な状況があります。介護に対する理解が得られないような状況があることから、そのような人達に手を差し伸べられるような方法についても考えていただきたいと思います。

会長 これから素案作り、それから計画を策定していくわけですが、今のご意見を参考にいただければありがたいと思います。
国から示された基本指針3において、医療報酬、介護報酬の改定がある場合、それを組み入れて素案作りをする必要がでますが、改定の見込についてはいかがでしょうか。

事務局 介護報酬の改定は現時点では国から明示されておりませんが、期毎に報酬の改定が行われるため、今回もあるのではないかとはいいますが、現時点では分からない状況です。また、保険料を見込む際は改定率が影響しますので、国からの情報を皆様にお知らせできたらと思います。

部長 課題としましては、介護現場における人材不足、これは笛吹市だけではなくて山梨県また全国的な課題であります。これを笛吹市だけでなんとかするのは、正直申し上げますと到底難しいことになってしまいますが、県の計画の改定もありますので、当面は県の様子をみながら笛吹市としてどんなふうに対応できるかということを考えていくことになると思います。あと、冒頭市長が申し

上げましたように、笛吹市の場合は昨年度の介護保険の特別会計、給付費だけでも 60 億を超えたという数字になります。市長も決して少ない数字じゃないと言いましたが、いろいろなサービスに費用がかかると、当然それを介護保険料に反映することになります。これまでも計画を改定する際に、お問い合わせがあるのが、保険料がどうなるのかについてです。市民の関心も高いといえることから、保険料とのバランスを考えながら笛吹市の事業について考えていかなければなりません。全体のバランスを考えながら笛吹市としての事業計画を作っていきたいと思いますので、委員の皆様にご相談ご協力いただくことも沢山あると思いますけれども、そんなことを加味しながらまたご協力いただければと思います。以上です。

(3) その他

特になし

【閉会】